

令和3年10月から

水道料金を改定します

皆様のご理解とご協力をお願いします

美郷町簡易水道事業では、安心・安全な水を安定供給し続けるために、水道料金を改定します。町民の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

※下水道料金は、料金改定の対象ではありません。



01

簡易水道事業料金改定の必要性について

近年の人口減少・高齢化・節水意識の向上や節水器具の普及により使用水量が減り、料金収入も減少しています。美郷町簡易水道の水道施設・設備は、かなりの年数が経っており、老朽化による修繕費や管路の更新費用が増え続ける状況が見込まれます。簡易水道事業は人口の多い市・町（上水道事業）と比べ著しく料金収入（給水収益）が少ないため、経営が成り立たない状況です。県内でも同様に、近年水道料金の改定が実施されています。料金の改定により施設の安全性の向上と経営の安定化、そして将来世代を含めた負担の公平性を図ります。

02

水道料金改定の内容について

町民の皆様に急激な料金負担増とならないよう、激変緩和措置として2段階の改定を行うことが令和2年3月議会で決定しました。その後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、令和2年6月議会で料金改定時期を令和2年10月から令和3年10月に延期することが決定しました。

〈イメージ図〉



※下水道料金の改定は今回はありません。



料金の納付は町内の金融機関で
便利で確実な口座振替を!!



水道料金は次のように変わります

従来の使用料金（令和3年9月30日まで）

（消費税込み）

種別	基本料金	超過料金（1㎡につき）		
一般用	8㎡まで 1,430円	8㎡超 20㎡まで 180円	20㎡超 30㎡まで 186円	30㎡超 191円
営業用	10㎡まで 2,090円	10㎡超 30㎡まで 213円	30㎡超 50㎡まで 220円	50㎡超 225円
官公署・団体用	8㎡まで 1,540円	8㎡超 30㎡まで 203円	30㎡超 100㎡まで 208円	100㎡超 213円
特別用	10㎡まで 2,640円	10㎡超 263円		



令和3年10月1日からの使用料金（第1段階）

（消費税込み）

種別	基本料金	超過料金（1㎡につき）		
一般用	8㎡まで 1,600円	8㎡超 20㎡まで 200円	20㎡超 30㎡まで 208円	30㎡超 216円
営業用	10㎡まで 2,340円	10㎡超 30㎡まで 237円	30㎡超 50㎡まで 245円	50㎡超 253円
官公署・団体用	8㎡まで 1,720円	8㎡超 30㎡まで 227円	30㎡超 100㎡まで 233円	100㎡超 237円
特別用	10㎡まで 2,955円	10㎡超 292円		

例 一般用で25㎡使用した場合（令和3年10月1日から）

基本料金	超過料金	
8㎡まで 1,600円 (8㎡分基本)	8㎡超20㎡まで 2,400円 (12㎡×200円)	20㎡超30㎡まで 1,040円 (5㎡×208円)
8㎡	20㎡	30㎡



口径13mm



メーター使用料
110円



請求金額は

5,150円 (消費税込み)
となります。



令和4年10月1日からの使用料金（第2段階）

（消費税込み）

種別	基本料金	超過料金（1㎡につき）		
一般用	8㎡まで 1,770円	8㎡超 20㎡まで 220円	20㎡超 30㎡まで 230円	30㎡超 240円
営業用	10㎡まで 2,590円	10㎡超 30㎡まで 260円	30㎡超 50㎡まで 270円	50㎡超 280円
官公署・団体用	8㎡まで 1,900円	8㎡超 30㎡まで 250円	30㎡超 100㎡まで 258円	100㎡超 260円
特別用	10㎡まで 3,270円	10㎡超 320円		

例 一般用で25㎡使用した場合（令和4年10月1日から）

基本料金	超過料金	
8㎡まで 1,770円 (8㎡分基本)	8㎡超20㎡まで 2,640円 (12㎡×220円)	20㎡超30㎡まで 1,150円 (5㎡×230円)
8㎡	20㎡	30㎡



口径13mm



メーター使用料
110円



請求金額は

5,670円 (消費税込み)
となります。

メーター使用料（改定は今回ありません）

（消費税込み）

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
料金	110円	163円	220円	330円	440円	1,650円	2,750円